平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原 告 石垣清水 外33名

被 告 中部電力株式会社

証拠説明書8

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

平成26年7月23日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴 木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

外

(甲C号証 原子力発電所の構造・設備等に関するもの)

甲C 号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別		項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
	蒸気爆発の科学 -原子力安全から火山噴 火まで- (甲C2と同一文献)	高島武雄 飯田嘉宏	平成10年11月25日	写し	11頁 ~44 頁	蒸気爆発の発生例など	溶融金属によって 引き起こされる水蒸	金属工場などにおいて、溶融金属によって発生した水蒸気爆発事象・事故の例。 アルミニウム・ジルコニウムを用いた水蒸気爆発の実験では、1000気圧以上の圧力が、1~3msの間に発生すること。		

(甲D号証 東京電力福島第一原子力発電所の事故に関するもの)

甲D 号証	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
14	一般社団法人日 本原子力学会 東京電力福島第 一原子力発電所 事故に関する調 査委員会	平成26年3月11日	写し	15頁 ~33 頁	福島第一原子力発電所事における事故の概要	が水素爆発であること	福島第一原子力発電所事故において発生した爆発事象については、いずれも水素爆発であったこと。 1号機、3号機については、それぞれ炉心損傷に伴い水-ジルコニウム反応によって発生した水素が原子炉建屋に移行し、何らかのきっかけで引火したことにより爆発をひき起こしたこと。		

(甲E号証 その他)

甲E 号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写 しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
71	福井地裁大飯原発3,4号 機差止訴訟判決	福井地方裁判所 民事第2部 裁判長裁判官 樋口英明 裁判官 石田明彦 裁判官 表半官子	平成26年5月21日	写し			原子炉等規制法に 基づく審査基準適 合性とは独立して, 人格権を根拠として 原子炉の再稼働の 差止請求が認めら れること。	1 福島第一原発事故ご、最初に出された原発差し止め 訴訟の判決において、被害の重大性等に照らし、「具体 的な危険性が万が一にでもあれば」、人格権に基づく差 止請求が認められると判断されたこと。 2 同判決において、裁判所が具体的危険性の有無を判 断することは、「人格権の我が国の法制下における地位や 条理等によって導かれるものであって、原子炉等規制法 をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右され るものではない」と判断されたこと。 3 その他、原発差止訴訟における基本的考え方等。		